

毎週火曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年一月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県収入証紙規則の一部改正
- ◇告示 肥料登録有効期間の更新  
家畜傳染病の発生  
豚移動禁止区域の指定解除
- ◇人委規則 昭和二十八年度の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則
- ◇選管告示 地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等
- ◇公告 昭和二十八年年度農業及び生活改良普及員資格試験の実施

## 規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十二月十一日

鳥取県知事 西尾愛治

### 鳥取県規則第八十五号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表 第一、二の四を次のように改める。

四 鳥取県種鶏検査並びに卵業者登録条例に基づく手数料

別表 第一、二の四の次に四の二として次のように加える。

四の二 鳥取県乳牛産乳能力検定条例に基づく手数料

附 則

この規則は公布の日から施行する。但し四については昭和二十八年十月十五日から適用する。

## 告示

鳥取県告示第五百三十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条の規定に基づき次のとおり肥料の登録有効期間を更新した。

昭和二十八年十二月十一日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	肥料の名称	保証成分量(%)	生産業者の住所氏名	更新有効期間	書換した年月日
------	-------	----------	-----------	--------	---------

三七	五、三菜種油粕	五、三 二、三 一、三	東伯郡倉吉町米田八一 福 樂 辰 藏	昭和三十一年 七月二十三日	二八、六、 二二
----	---------	-------------	-----------------------	------------------	-------------

鳥取県告示第五百三十四号  
次のように家畜傳染病が発生したので、家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条により公示する。

昭和二十八年十二月十一日		鳥取県知事 西 尾 愛 治	
番号	畜種性 病名	発病月日	住 所 氏 名
1	豚めす 豚コレラ	一一、二	東伯郡大誠村東園 増井太郎
2	" "	三	由良町由良宿 金山賢治
3	" "	三	" "
4	" "	"	" "
5	" "	"	" "
6	" "	"	" "
7	" "	"	" "
8	" "	"	大谷 梅津信雄
9	"ぬき	二	" "
10	"めす	一〇	由良宿 石村適藏
11	" "	三〇	大誠村原 徳岡大郎

鳥取県告示第五百三十五号

昭和二十八年十月鳥取県告示第四百七十一号をもつて公示した豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）による指定区域（島根県簸川郡）の指定を解除する。

昭和二十八年十二月十一日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

人事委員会規則

昭和二十八年度の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則をここに公布する。

昭和二十八年十二月十一日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第十一号

昭和二十八年度の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

（この規則の目的）

第一条 この規則は、職員との給与に関する条例（昭和二

十六年鳥取県条例第三号、以下「条例」という。）第十六条の五第二項及び第十八条の規定に基づき、昭和二十八年年度の期末手当及び勤勉手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（期間の算定）

第二条 賃金等で雇傭されていた職員のうち、現在職員となつてゐる者で、賃金等で雇傭されていた期間において勤務を要する日が月平均二十二日以上であつた者については、その職に在職した期間又は勤務した期間を条例第十六条の四第二項に規定する在職期間（以下「在職期間」という。）及び条例第十六条の五第一項に規定する期間（以下「勤務期間」という。）に通算する。

第三条 勤勉手当の支給に關し職員との勤務期間を計算する場合において、その職員が左の各号の一に該当し勤務しなかつた場合には、その勤務しなかつた期間はこれを除外するものとする。  
一 勤務しないことにつき任命権者の承認のなかつた

期間

二 職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第二号）第七号に規定する病欠休暇（公務による負傷又は疾病による場合を除く。）により勤務しなかつた期間のうち、同規則第二十号による休暇の残りの日数を控除した期間

三 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項各号に規定する事由に該当し、休職処分を受けた期間

第四条 在職期間については、在職した日数（第二条の規定により通算された日数を含む。）三十日をもつて一月とする。

2 勤務期間については、勤務した日数（第二条の規定により通算された日数を含む。以下同じ。）二十五日をもつて一月とする。

（支給額の特例）

第五条 職員が昭和二十八年十二月十五日現在において、左の各号の一に該当する場合、期末手当及び勤勉手当

の額の計算の基礎となる給与月額、左の各号に定めるところによるものとする。

一 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和二十六年鳥取県条例第三十九号）第四条の規定により給料を減ぜられている場合は、その減額された給料月額

二 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年鳥取県条例第四十号）第三条の規定により減給されている場合は、その減給されている給料月額（勤勉手当の支給基準）

第六条 勤勉手当の支給基準は、職員の勤務状況と勤務期間によるものとする。

2 職員の勤務状況に応じて支給する勤勉手当の額は、職員の給料、扶養手当及び勤務地手当の合計額の総額の百分の五及び第三項の規定により支給した額の残額の合計額の範囲内において、任命権者が定めるものとする。但しこの場合において、職員に支給する額は、その職員の給料とこれに対する勤務地手当の合計額の

百分の十五をこえてはならない。

3 職員の勤務期間に応じて支給する勤勉手当の額は、職員の給料、扶養手当及び勤務地手当の合計額の総額の百分の四十五を、職員の給料とこれに対する勤務地手当の合計額の総額で除したものに勤務期間に応じ左の各号で定める割合を乗じて得た率をその職員の給料とこれに対する勤務地手当に乗じて得た額とする。

一	勤務期間十二箇月以上	百分の百
二	十一箇月以上十二箇月未満	百分の九十五
三	十箇月	百分の九十
四	九箇月	百分の八十五
五	八箇月	百分の八十
六	七箇月	百分の七十五
七	六箇月	百分の七十
八	五箇月	百分の六十五
九	四箇月	百分の六十
十	三箇月	百分の五十五
十一	二箇月	百分の五十

十二	一箇月	百分の四十五
十三	一箇月未満	百分の四十
十四	ない場合	〇

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

地方自治法第七十四条第四項及びこれを準用する規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一数及び三分の一の数は、次のとおりである。

昭和二十八年十二月十一日

鳥取県選挙管理委員長 上 根 政 幸

選挙権を有する者の総数 三四六、七二〇

五十分の一の数 六、九三五

三分の一の数 一一五、五七一

鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一七、九九二

- 米子市 二、六九九
- 倉吉市 一〇、〇三七
- 岩美郡 七、二六八
- 八頭郡 一四、二〇五
- 気高郡 五、七八〇
- 東伯郡 一七、〇六九
- 西伯郡 二一、九六五
- 日野郡 八、五六二

公 告

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号）第二条の規定に基き、昭和二十八年年度農業及び生活改良普及員の資格試験を次のとおり行う。

- 昭和二十八年十二月十一日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治
- 一 出願期日、試験方法及び試験期日

（一）受験願書の受付

昭和二十八年十二月十五日から昭和二十九年一月十四日まで。但し郵送のものについては、一月十四日までの消印のあるものは有効とする。

（二）試験方法

1 試験は鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例（以下「条例」という。）第三条の規定により筆記試験、実地試験及び口述試験とする。

2 筆記試験は、新制大学卒業程度において、左表に掲げる必須項目及び同表に掲げる選択項目中、受験者の選択する二項目について行う。

試験の種類	必須項目	選択項目
農業改良普及員資格試験	一 作物及び園芸 二 土壌及び肥料 三 病害虫 四 畜産 五 農機具	一 農業気象 二 植物生理 三 家畜生理及び衛生 四 家畜飼養 五 農畜産加工

六 農業経営	六 農業簿記
七 農政時事問題	七 林業一般 八 農業土木
生活改良普及員資格試験	一 農業一般 二 家事経済 三 被服及び住居 四 食物及び栄養 五 家庭保健及び衛生
	一 教育 二 育 兒 三 看護 四 家庭物理化学 五 家庭生物

3 実地試験は農民に対し農業又は農民生活の改善に関する教示及び展示を行うために必要な科学的技術及び知識について行う。

4 口述試験は社会常識試験及び人物考査とし、社会常識試験は鳥取県人事委員会の行う採用試験中の一般教養試験と兼ねて行う。

- （三）試験の期日 昭和二十九年二月二十三、二十四、二十五、二十六日四日間
- （二）試験の場所 鳥取市吉成 鳥取県農業試験場
- （三）出願手続

（一）試験を受けようとする者は（条例第五条の規定により知事の認定を受けなければならない者を含む。）は条例第七条第一項の規定により受験願書等（別記様式一―三）を一の（一）に定める受付期間内に農業改良課に提出のこと。

（二）知事は受験願書等を受理し受験資格があると認めたる者に対しては、受験票を交付すると共に試験実施に必要な事項を通知する。

（三）試験合格者については、その氏名を鳥取県公報に公表すると共に合格証を交付する。

五 なお不明な点は返信料同封の上農業教育課へ照会のこと。

様式一（日本標準規格B5）

受 験 願 書

（ふりがな）氏

年 月 日 生 名

選択項目

農業（生活）改良普及員資格試験を受けたので関係

書類を添えて出願します。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

名 ④

様式二 (用紙和紙)

履 歴 書

本籍 現住所

(ふりがな) 氏

年 月 日生 名

学歴 職歴 賞罰

右のとおり相違ありません。

年 月 日

右

氏 名 ④

様式三

受験資格証明書

職名

氏名

年 月 日生

一 普及指導奨励又は実務に従事した期間及び勤務場所

一 試験研究に従事した期間及び勤務場所

一 教育に従事した期間及び勤務場所

右相違ないことを証明する。

所属長 職名

氏 名 ④

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町